

別記の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿等の全面禁止に係る労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の改正等について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号。以下「一部改正令」という。）により、平成18年9月1日から、石綿等の製造、輸入、譲渡、提供及び使用（以下「製造等」という。）が全面禁止されたところですが、国民の安全上の観点等から代替化には実証試験が必要である化学工業等の施設で使用される特殊な用途のジョイントシートガasket等については、製造等の禁止が猶予され、一部改正令に適用除外製品等として掲げられているところです。

厚生労働省としては、適用除外製品等についても、早期の代替化を促進してきたところですが、今般、その一部について代替化等が可能となったことから、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第349号）により一部改正令の改正を行い、これらの製造等を禁止しました。

つきましては、本改正の主な内容等は下記のとおりでありますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対し、本改正内容の周知徹底等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本改正内容等については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>)に掲載することとしております。

記

1 改正の概要

(1) 平成20年12月1日（アの(ア)に掲げる物にあつては平成21年1月1日）以降、適用除外製品等のうち次に掲げるものの製造等を禁止すること。

ア 石綿ジョイントシートガaskettingから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。（1）において同じ。）を含有するガasketであつて、次のいずれかに該当するもの

(ア) 一部改正令の施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設（以下「既

存化学工業施設」という。)の設備の接合部分(100度以上200度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

(イ) 既存化学工業施設の設備の接合部分(ゲージ圧力3メガパスカル以上の流体である物を取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

(ロ) 一部改正令の施行の際現に存する国内の鉄鋼業の用に供する施設(以下「既存鉄鋼業施設」という。)の設備の接合部分(450度以上の温度の硫酸ガスを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

(エ) 国内において製造される潜水艦に使用されるもの

イ 石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存化学工業施設の設備の接合部分(次に掲げる物であって、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

(ア) 水素イオン濃度指数が2.0以下又は11.5以上の状態である物

(イ) 金属ナトリウム

(ロ) 黄りん

(エ) 赤りん

(オ) クロム酸及びその塩

(カ) 塩化水素ガス

(キ) 塩素ガス

(ク) 弗化水素ガス

(ケ) 弗素ガス

(コ) 沃素ガス

ウ 石綿を含有するメタルジャケット形ガスケットであって、既存鉄鋼業施設の設備の接合部分(熱風炉から高炉に送り込まれる1000度以上の温度の熱風を取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

エ 石綿を含有するグランドパッキンであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 既存化学工業施設の設備の接合部分(300度以上400度未満の温度の流体であるクロム酸及びその塩を取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

(イ) 国内において製造される潜水艦に使用されるもの

(2) 平成20年12月1日((1)のアの(ア)に該当する物にあつては、平成21年1月1日)以降は、同日前に製造され、又は輸入された(1)のアからエまでに掲げる物のいわゆる在庫品についても譲渡・提供することはできず、また、使用することもできないこと。

(3) (1)のアからエまでに掲げる物のうち、平成20年12月1日((1)のアの(ア)に該当する物にあつては、平成21年1月1日)において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されないが、これを改修等により新たな物に交換する場合には、石綿を含有しない代替物とする必要があること。

2 施行日

平成20年12月1日から施行することとしたこと。ただし、1の(1)のアの(ア)

に係る部分については、平成21年1月1日から施行することとしたこと。

3 その他

1の(1)のアからエまでに掲げる物以外の適用除外製品等を使用している事業者に対しては、次に掲げる事項について引き続き指導すること。

- (1) 代替製品メーカー等と協力して実証試験等を行い、代替が可能と判断されたものから速やかに石綿を含有しない代替物に交換すること。
- (2) 実証試験において、なお代替化が困難とされる部位に使用される石綿含有製品については、施設・設備・機械等の設計、施工方法の変更等を検討することにより、代替化の促進に努めること。

K S G 協会（京浜石綿業協会）
板硝子協会
カーバイド工業会
化成品工業協会
社団法人潤滑油協会
石油化学工業協会
石油連盟
社団法人全国中小貿易業連盟
社団法人日本エアゾール協会
社団法人日本化学工業協会
社団法人日本化学工業品輸入協会
日本火薬工業会
社団法人日本造船工業会
日本ソーダ工業会
社団法人日本鉄鋼連盟
社団法人日本塗料工業会
社団法人日本プラント協会

社団法人日本プラントメンテナンス協会
社団法人日本防衛装備工業会
社団法人日本貿易会
社団法人日本芳香族工業会
日本無機薬品協会
社団法人有機合成化学協会
日本製薬団体連合会
日本石鹼洗剤工業会
日本化粧品工業連合会
日本石鹼洗剤工業組合
関西化学工業協会
社団法人日本化学会
社団法人日本塗装工業会
社団法人日本石綿協会
日本接着剤工業会
大阪耐熱工業会

(参考)

適用除外製品等の見直しについて

[改正点]

- 1 用途・条件の現行の欄の1のイの「100℃以上」を「200℃以上」に修正。(下線部分)
- 2 用途・条件の現行の欄の1のイの一部、1のハ、1のニ、2の一部、3、4のイの一部及び4のロを削除。(下線網掛け部分)

	製品名	用途・条件	
		改正後	現行
1	ジョイントシートガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 200℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 100℃以上の温度の流体又は 3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの	ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
			ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
			ニ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の腐食性の高い流体 (pH2.0以下又は pH11.5 以上のもの、金属ナトリウム、黄りん又は赤りん)、浸透性の高い流体 (塩素ガス、塩化水素ガス、弗素ガス、弗化水素ガス又は沃素ガス)、酸化性の流体 (硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取

			り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット ト形ガasket		国内の既存の鉄鋼業の用に供 する施設の設備の接合部分に 使用されるもので 1000℃以上の高 炉送風用熱風を取り扱う部分に 使用されるもの
4	グランドパッキ ン	国内の既存の化学工業の用に 供する施設の設備の接合部分に 使用されるもので 400℃以上の 温度の流体又は 300℃以上の温 度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、 硫酸又はそれぞれの塩)を取り扱 う部分に使用されるもの	イ 国内の既存の化学工業の用 に供する施設の設備の接合部 分に使用されるもので 400℃ 以上の温度の流体又は 300℃ 以上の温度の酸化性の流体(硝 酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又 はそれぞれの塩)を取り扱う部 分に使用されるもの
			ロ 国内において製造される潜 水艦に使用されるもの
5	断熱材	国内において製造されるミサ イルに使用されるもの	国内において製造されるミサ イルに使用されるもの
6	原材料	1、2、4 及び 5 の製品の原料 又は材料として使用されるもの	1～5 の製品の原料又は材料 として使用されるもの

※ 適用除外製品等は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）
附則第 3 条に掲げられている。